

リスク管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本精神科看護協会（以下、「本協会」という。）におけるリスク管理に関する必要な事項を定め、もってリスクの防止及び本協会の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本協会の役員及び職員（以下、「役職員」という）に適用されるものとする。

(定義)

第3条 本規程において「リスク」とは、本協会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする。

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 信用の危機 | 法令等に違反した活動や虚偽情報の提供等によるイメージの低下 |
| (2) 財政上の危機 | 収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化 |
| (3) 人的危機 | 労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等 |
| (4) 外部からの危機 | 自然災害や事故及び反社会的勢力からの不法な攻撃等 |
| (5) その他上記に準ずる緊急事態 | |

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び本協会の定める規程等、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(リスクの特定、分析及び評価)

第5条 具体的リスクの特定、分析及び評価はコンプライアンス委員会が行う。

- 2 役職員は、業務上意思決定を求めるにあたっては上位者に対し、当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。
- 3 役職員は前項の情報を、コンプライアンス委員会に積極的に提供しなければならない。
- 4 コンプライアンス委員会は、過去の事象を優先順位として具体的リスクの特定、分析及び評価を実施することができる。

(具体的リスクへの対応)

第6条 理事会は、コンプライアンス委員会から報告された具体的リスクの情報に基づき、リスクに見合った対応策を決定する。

2 理事会は、具体的リスクへの対応策を決定するにあたり、コンプライアンス委員会に助言を求めることができる。

3 具体的リスクの対応策は、理事会が別に定める倫理規程及び行動憲章に反映させる。

4 具体的リスクの対応策は必要な範囲で文書化し、役職員及び本協会のために働く全ての人々に周知されなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第7条 リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、コンプライアンス委員会を置くものとし、その組織、機能、及び運営については、理事会において別に定めるものとする。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、平成24年9月9日から施行する。

平成26年4月1日法人名変更